

第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

①工事の実作業日数が20日未満の工事

②現場閉所が困難な工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日を前提とした補正係数（三重県が定める土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（令和7年4月）に規定する補正係数をいう。）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

4 週休2日制対象外工事において、受注者の創意工夫により通期の週休2日制工事を実施した場合でも、経費の計上は行わない。

（工事成績評定における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【施工】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や通期の週休2日の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

（その他）

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。